

## 松野町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

松野町は、平成6年10月から技能労務職員の新規採用を控え、人員抑制に努めています。現在、 名の技能労務職員が在籍し、総務課及び学校給食共同調理場において勤務しております。

#### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢・民間従業員等のデータ

平成19年4月1日現在

区 分	松 野 町				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	職種	平均年齢	平均給与月額
全体	52.10歳		271,350円	275,650円	調理師	41.5歳	256,800円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当などのすべての手当の額を合計したものであり地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 民間データは、「賃金構造基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似と思われる職種の労働者のデータを総務省で再集計(平成16年～平成18年の3ヶ年平均)したのですが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示しています。

#### (2) 年齢別職員数

平成19年4月1日現在

区 分	40歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
全体	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 該当職員がない欄は、「-」を記入しています。

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

国家公務員行政職給料表(二)の3級制を適用し、平成19年4月1日から愛媛県人事委員会勧告に基づいたものです。

##### イ 手当等

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を、該当者に支給しています。

#### ウ 昇給基準等

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

#### 2 今後の見直しに向けた基本的な考え方等

今後も、退職不補充を原則とし、必要な業務については民間委託等に対応します。

給与面においては、民間との均衡に留意し、国・県・他団体を参考にしながら、適正な運営に勤めます。

#### 3 具体的な取組内容

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、適正な給与改正に取り組みます。

#### 4 その他

定年退職等による職員減に対しては、事務・事業の見直しは当然のこととして、民間委託や指定管理者制度の導入を検討します。

注) 対象となる職員数が少なく、個人情報特定されるため、職員数等に関しては として  
おります。